

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人さわらび会

介護老人福祉施設 早蕨
デイサービスセンター 樹蔭
デイサービスセンター 庵
ホームヘルプステーション あおやぎ
居宅介護支援事業所 さわらび
地域連携室 さわらび

令和6年度 社会福祉法人さわらび会 総合事業計画書

1. はじめに

令和6年度は、法人設立30周年の節目の年である。コロナ禍であるが、感染リスクを検討しながら家族や地域の皆さんをお招きしての記念行事（納涼祭、敬老会）が開催出来るように取組んで行く。又、永年勤続表彰も新たに30年勤続表彰を設け、20年勤続表彰、10年勤続表彰と共に祝いをする。

介護保険では、第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）の初年度となる。報酬改定は、+1.59%の改定で、+0.98%が介護職員の処遇改善で残りの+0.61%が基本報酬集の引上げに充てられる。しかしながら、令和3年度からの光熱水費・ガソリン費・食材費等の高騰により収支的には厳しい状況が引き続き続くと予想される。そのため、社会や地域の期待に応じて、より一層法人の経営・運営状況を的確に把握し、スピード感を持って健全な経営及び運営に努めて行く必要がある。

感染症では、新型コロナウイルスが5年目を迎えているが、根本的な治療方法や予防ワクチンがない。在宅での利用控えや職員の罹患等での在宅療養は、経営面でリスクとなっている。又、昨年末から3年程度流行が無かったインフルエンザも流行し新型コロナウイルスとの同時の感染症予防対策が非常に負担となっている。令和5年5月に新型コロナウイルスの感染分類が第2類相当から第5類へ移行され、家族や地域社会の意識の変化も大きく変化しているため従来の感染症予防の面会禁止では通用しない状況もある。そのため、感染症の流行状況を観察し感染リスクが軽減された時期には、対面面会や行事への家族参加に取り組む。

職員確保・定着には、最低賃金の引上げ（令和5年10月）や処遇改善加算の一本化（令和6年6月）等を活用し処遇改善を進めて行く事で職員確保・定着に努める。又、外国人介護職員の確保は、本部拠点で2期生（2名）、埼玉拠点で1期生（3名）の介護技能実習生を受入れ予定となっている。

最後に、本部拠点では、令和6年度事業として職員宿舍（定員10名）の整備及び本部建替え事業（令和4年度～令和8年度）に引き続き取り組む。

<基本理念>

誠実な心、優しい心、進取の心で

利用者の生活に「安心」をもたらします。

<行動指針>

1. 職員、利用者がお互いに穏やかな気持ちで接することのできるような環境づくりに努めます。
2. 家族の方々との連携を密にし、心の通い合う明るい施設を目指します。
3. 個人の人格、尊厳を大切にし、介護サービスの質の向上に努めます。
4. 利用者が健康で安全・安心に過ごせるよう努めます。
5. 自らの専門性を高め、自己研鑽に努めます。
6. 地域との交流を深め、地域の一員であることの意識の向上に努めます。
7. 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
8. 地域福祉の使命の下、健全な経営を目指します。

2. 社会福祉法人さわらび会 事業方針

(1)サービス提供

- ・個別ケアの実践
- ・ケアプランの理解と分析（根拠のあるサービス計画）
- ・サービスの見える化（説明と同意の義務）
- ・ノーリフトケアの推進と定着
- ・LIFE（科学的介護情報システム）を活用し、エビデンスに基づいたケア計画の立案実施
- ・重篤化の防止（疾患予防と早期発見・早期対応）
- ・サービス内容のアンケートや嗜好調査の実施

(2)コンプライアンス（法令遵守）

- ・法令・条例・通達等の理解と遵守
- ・就業規則・諸規定・各マニュアル等の理解と遵守
- ・各種ハラスメントの禁止（カスタマーハラスメントも含む）
- ・個人情報の厳密な取扱いと保護

(3)尊厳の尊重

- ・高齢者虐待（身体的・精神的・ネグレクト・性的・経済的）ゼロと対策担当者（法定配置）の配置
- ・身体拘束廃止の啓発及び実践（フィジカル・ドラッグ・スピーチブロック）
- ・不適切ケア廃止への取り組み
- ・同事故・類似事故の再発防止の安全対策担当者（法定配置）の配置
- ・ニーズに応じた環境整備
- ・利用者と家族との繋がり維持（面会の確保、さわらび便り、電話連絡等）

(4)苦情解決と相談体制

- ・第三者委員による苦情相談・介護相談窓口の設置と検討委員会の実施
- ・苦情解決に向けて速やかな対応
- ・意見箱の設置（意見・苦情・相談の吸上げ）
- ・苦情内容の公表

(5)防災の強化

- ・福祉避難所として災害時に役割を果たすことが出来る準備・訓練の実施
- ・年2回の火災訓練（日中想定・夜間想定）と年3回の地震避難訓練の実施
- ・定期的な危機の点検実施
- ・防災士の育成

(6)職員採用

- ・ハローワーク、紹介会社等を活用し、安定したマンパワーの確保
- ・面接、見学及び職場体験等での適正な職員確保の取り組み
- ・介護技能実習制度等による外国人介護職員の確保

(7)職員処遇と健康管理

- ・腰痛予防…①定期健康診断の実施
 - ②就業前の腰痛体操の実施（腰痛予防と意識づけ）
 - ③ノーリフトケア推進委員会の設置（福祉用具の活用と職場の環境整備等）
- ・健康増進の促進及び衛生管理と感染症予防
- ・人事考課を用いた適正な評価
- ・管理職と一般職員との面談時間の確保（双方の思いの確認）
- ・メンタルヘルスケア（ストレスチェック）

(7)感染症予防

- ・利用者・職員への健康管理
- ・感染症及び食中毒の予防対策の指導及び実践
- ・高知県及び周辺地域の感染状況の情報収集
- ・感染予防対策及び発生時のマニュアル及び備品の整備

(8)スキルアップ（研修参加と指導・育成）

- ・外部講師（Z o o m含む）による研修会への参加
- ・新人研修、職種（資格）別研修、階層別研修及び本人希望研修など対象者に合わせた研修参加（研修へのマッチング）
- ・他施設、他事業者との情報交換（交流）への参加
- ・資格取得に関する研修会の周知及び参加協力

(9)地域活動（地域貢献・公益的取り組み）

- ・地域連携室を設置し、困難事例や緊急事例への取り組みと協力・連携
- ・地域の老人会、町内会等が行う活動への参加協力
- ・こども 110 番の家の設置
- ・なんでも相談窓口の設置（高知市、高知市社協との連携）
- ・地域の健康増進と介護相談受付
- ・地域連携を含めた防災への取り組み
- ・SDG s（持続可能な開発目標）への取り組み

(10)情報開示

- ・事業計画書・事業報告書の開示
- ・財産目録の開示
- ・収支計算書の開示
- ・定款の開示
- ・現状報告書の開示
- ・苦情内容の公表

令和6年度 介護老人福祉施設早蕨 事業計画

1. 事業方針

- (1)職員は、常に社会福祉施設職員として使命・役割を自覚し、利用者が施設内又は、地域において、可能な限り健康で活力ある生活を営む事が出来るよう支援する。
- (2)福祉サービスの基本は、利用者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活と多床室においてもプライバシーの保護に努める。
- (3)認知症進行予防と寝たきり防止を図るため、日中は出来る限りベッドから離れた生活を送れるように支援する。
- (4)利用者・職員とも負担なく移動・移乗や職員の腰痛予防の為、計画的にノーリフトケアに取り組む。
- (5)利用者の生活を活性化し、生きがいをもって日々暮らして頂くため季節行事やクラブ活動、趣味活動等を積極的に行う。
- (6)疾病の有る利用者に対しては、医療機関と連携しながら心身状態の観察・把握に努め、早期発見・早期対応に努める。
- (7)食事は、栄養マネジメントに基づき、個別の栄養管理を行う。利用者一人ひとりに合った食事内容と形態及び季節感のある献立の提供に努める。
- (8)サービスの質、向上のため、計画的に施設内外の研修に参加し、人材の育成に努める。
- (9)利用者のペースに合わせた利用者本位の支援に努める。
- (10)稼働率確保のため、居宅介護支援事業所や医療・福祉サービス機関等との連携強化に努める。
- (11)自立支援を行い、本人及び家族からの希望に沿いながら、在宅復帰支援にも積極的に取り組む。
- (12)地域社会に期待され、地域に根ざし地域に開かれた明るい施設づくりに努める。
- (13)介護技能実習制度による外国人介護職員の確保に努める。

2. 運営目標

(1)感染症予防

- ① 感染症の感染経路や潜伏期間、症状などを周知啓発し、施設全体で感染症予防対策に取り組む。
- ② 新型コロナウイルスやインフルエンザの感染症予防の為、職員には、換気・検温・手洗い・消毒・マスク着用及び行動履歴を残す等の感染予防対策に取り組む。また、ワクチン接種の可能な利用者・職員は出来る限りワクチン接種の協力を促す。
- ③ 新型コロナウイルス流行期には、新規入居者・退院者は、入居・退院前に抗原検査を実施する。
- ④ ショートステイ利用者は、利用前に検温や体調確認及び家族等の健康確認を行い、利用を開始する。利用中も1日2回の検温等を実施し、感染症の早期発見・早期対応に努める。
- ⑤ 日々の清掃及び消毒の実施や1日5回以上の室内換気及びCO2センサーの設置運用など清潔な環境整備に努める。
- ⑥ 原因不明の発熱や風邪症状のある利用者は、居室隔離（イエロー・オレンジ）し、感染症の検査を実施する。又、クラスター発生時に対応出来るように定期的にゾーニング訓練も実施する。

(2)人材確保（採用・定着・育成）

- ① 慢性的な介護従事者不足が課題である。そのため、ハローワークや各種職能団体への求人活動だけでなく人材紹介、派遣業者等あらゆる方法を検討し、採用募集に取り組む。又、採用時には、ミスマッチ

ングが無いよう適正な面接実施や事前見学・ボランティア体験・トライアル制度等の活用を行う。

- ② 介護技能実習制度による外国人介護職員を確保・育成に取り組む。
- ③ 新人職員には、入職時に新人研修を実施し、所属長や教育部が計画的に関わり、習熟度の確認や職場環境への不安や疑問等が無いかの確認し、具体的な指導や助言を行う。
- ④ 職員個々に合わせた施設内外の研修に計画的に参加することで、知識・技術及び自信が身に付くよう指導する。

(3) リスクマネジメント

- ① 介護中の事故や誤薬ゼロを目指す。ケアの統一を図り利用者に負担のないケアを提供する。又、個別の心身状態の把握にも努め、個々の利用者のリスクもインシデントシート（気づき）を活用し把握する。
- ② 服薬に関しては、ヒューマンエラーが起きる事を前提に担当する職員は、配薬・服用マニュアルの厳守を務め、誤薬が発生しないように取り組む。誤薬やヒヤリハット発生時は、配薬・服薬マニュアルに沿った対応が出来たかを検証し、現状に即したマニュアル修正を行う。
- ③ 安全対策担当者を中心に毎月の事故報告書やヒヤリハット報告書を分析し、同事故・類似事故の再発防止に努める。また、職員には、分析結果を基に年2回の研修（法定研修）を企画・運営し、「気づき」がある職員育成に取り組む。
- ④ 事故や虐待の温床になる不適切ケアの廃止に積極的に取り組む。施設長や所属長、各担当の毎日ラウンドや虐待防止委員会でケア項目毎に不適切ケアの現状確認を行い、職員同士が相互牽制やフォローを行い不適切ケアの無い風土作りに全職員が取り組む。又、課題があれば迅速に高齢者虐待防止委員会で検討し、組織的に改善に取り組む。

(稼働率目標)

(1) 長期入居、短期入所合計稼働率

合計定員 90 名（年間延べ 32,850 日）の受け入れが可能である。令和 5 年度は、昨年同様に特養本体利用者の入院等による空床ベッドを短期入所として利用する空床型短期入所を行い、稼働率の確保に努める。令和 5 年度の合計稼働率目標は、96.44%（1 日 86.79 名）に対して、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日の 10 ヶ月間の合計稼働率は、96.46%（1 日 86.81 名）で推移している。令和 6 年度は、健康管理と感染症予防対策を徹底し、入院日数の減少や空床ベッドの積極的な活用に取り組むことで、合計稼働率 96.5%（1 日 86.85 名）を目標とする。

(2) 特養長期入居稼働率

定員 80 名（年間延べ 29,200 名）の受け入れが可能である。令和 4 年度の稼働率目標は、96%（1 日 76.80 名）に対して令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日の 10 ヶ月間の合計稼働率は、94.70%（1 日 75.76 名）で推移している。令和 6 年度は、健康管理と感染症予防対策を徹底することで入院期間の減少に取り組むことで、稼働率 96%（1 日 76.80 名）を目標とする。

(3) 短期入所稼働率

定員 10 名（年間延べ 3,650 名）の受け入れが可能である。令和 4 年度の稼働率目標は、100%（1 日 10 名）に対して、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日の 10 ヶ月間の稼働率は、83.66%（1 日 8.36 名）で推移している。令和 6 年度は、長期入居の入院による空床ベッドを利用した空床型短期入所を積極的に活用し、稼働率 100%（1 日 10 名）を目標とする。

3. 入居定員

90名（介護老人福祉施設早蕨 80名、短期入所生活介護早蕨 10名）

階	居室タイプ	居室数	定員数	備考
2階 (36名)	個室	8室	8名	
	2人部屋	8室	16名	和室1室、SS4室
	4人部屋	3室	12名	
3階 (54名)	個室	18室	18名	和室1室
	2人部屋	10室	20名	和室1室、SS1室
	4人部屋	4室	16名	

4. 職員体制（令和6年5月1日配置予定：常勤換算人数）

施設長	1名
事務長	1名
事務員	2.5名
生活相談員	1名
介護支援専門員	2.3名
看護職員	5.2名
介護職員	35名
管理栄養士	1名
調理員	6.5名
機能訓練指導員	1名
医師（内科医師：非常勤）	0.1名
家事援助員	1.2名
洗濯・清掃員	2.7名
合 計	60.5名

5. 各部門目標

教育部目標

基本理念や行動指針の唱和等を通じて基本理念や行動指針を共有し、サービスの質、向上のため職員の育成に努める。教育方針として、個々の能力に応じ所属長等と連携、協議し、新人研修、階層別研修、職員自身が参加したい研修への参加、資格取得等への働き掛けを行い、職員一人ひとりの成長をサポートしていく。内部研修では研修報告書の内容から理解度や疑問点・困っている事等の現状を把握し、フィードバックしていく。外部研修参加職員には事前指導・事後指導を行い効果的な研修内容になるように図り、研修内容により全体会において伝達講習を行っていく。職員自身が自己覚知できる人材の育成を行い、ケアに対して充実感・達成感等を感じられるような成長過程を支援する。

介護職員の育成や人材確保、利用者満足度の向上等を目的とした外部システム「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の認証取得を目指す。

(1) 介護職員教育

- ① 教育部の2名体制は維持するが、特養所属長、他部署管理者と連携し職員育成に努める。
- ② 既存マニュアルの定期的な見直しと必要に応じて新規マニュアルの作成を関係部門の所属長や各委員長と連携し行う。
- ③ サービスの質向上の為、各種委員会の活動内容・進捗状況を把握し、委員長を中心とし、所属長・委員会メンバーと連携を図り適切な委員会活動（事前準備・開催時期・検討内容）が出来るように連携・助言に努める。
- ④ 新人・中途採用職員には、個々の職員の能力に応じた育成指導（職業倫理・知識・技術等）を所属長と連携を図り、必要に応じて指導・助言を行う。
- ⑤ 各種実習の目標と指導内容を担当職員に指導し、目的に合った実習受け入れを行う。実習中に困難事例が発生した場合は、学生・指導担当職員及び学校との間に入り、調整や指導等の実習管理を担う。また、感染症流行状況の確認し受け入れを行う。
- ⑥ 介護技能実習生には技能実習責任者を中心に、技能実習指導員（介護技術）、生活指導員（生活指導）、教育部（日本語教育）と協働しながら計画的に進めていく。
1期生2名には7月の日本語検定（N3）合格に向けて、計画的に日本語を教えていく。6月には2期生2名が配属されるため、上半期に日本語習得状態を見極め、下半期には計画に沿って日本語の勉強を行う。

(2) 認知症教育

- ① 認知症リーダー研修修了者を中心に教育部と連携し、認知症者の理解、認知症ケアについての技術向上、BPSD（周辺症状）等の予防に努める。
- ② 日々の業務の中でのOJTや年2回の勉強会を開催し、認知症ケアのプロとして認知症の適切な理解と対応方法を指導する。又、認知症ケアでストレスを感じている職員に対して、需要と共感の姿勢で相談対応し、介護職員だけでなく、多職種とも協力、連携を図り、課題解決に取り組む。
- ③ BPSD（周辺症状）による困難事例が発生した場合は、サービス担当者会議等において多職種の参加者による専門的アドバイスを行う。

(3) 研修

- ① 施設内研修の年間計画作成、研修内容調整及び確認、伝達講習確認
- ② 施設外研修への派遣の検討
- ③ 資格取得調整

介護目標

利用者の尊厳ある生活を保障・継続していく為に、利用者一人ひとりに寄り添い、意向や好みを細かく汲み取り、一人ひとりのニーズに出来るだけ近づける様、職員全員で質の向上を目指していく。

2階：介護レベルが中等度の利用者と軽度のショート利用者が中心となり、比較的活動量が多い方が利用となる。利用者の気持ちを汲み取った接遇ケアを行う事で、利用者一人ひとりに合わせたケアの取組みを支援していく。

3階：3階は定員90名に対し54名が利用されている。介護レベルが高く、空間が狭く密集している。本館と新館に分けたグループケアに取り組む事で住環境に変化が生まれ、排泄ではトイレで排泄できるよう自立支援に取り組む。

(1)生活全般

利用者の尊厳ある生活を保障・継続していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図って行く。また、利用者一人ひとりの視点を合わせ日々の関わりの中で、その人らしい生活を送って頂けるような雰囲気、環境整備に取り組む。コロナ禍で、様々な行事や家族との関わりに制約があったが、来年度は感染症予防対策を実施しながら、小グループレク・近隣への散歩等を積極的に行事実施に取り組んでいく。

(2)リスクマネジメント

事故や苦情に至るまでの段階で「気づき」が持てる体制を整える。「気づき」を職員間で共有することで、事故、苦情に繋がる「原因」「状況・状態」を把握し、ヒューマンエラーによる事故の発生を防止し、苦情となる前段階の意見、要望をくみ取り毎月の法定委員会または、緊急会議を他部署と開催し、原因を分析し改善策を実施する。また半期ごとの事故を取りまとめたものを年2回の全体会で発信し職員へ周知徹底する。

(3)人材（財）育成

職員一人ひとり向き合い、職員個々の質、能力を見極めるように努め仕事にやりがいを感じられるようOJTの中で個別性に合わせた指導を行っていく。新人職員育成については、1対1の関わりを必要に応じて時間をもち新人職員からは言いやすい関係、育成する職員については責任を持って育成をするという役割を明確にし、お互いの成長に繋げる。

委員会活動、法人行事や研修の場などで活躍意欲を引き出し、活躍していく事で、コミュニケーション能力や職務遂行能力を養っていく。職員それぞれの能力を見極め、研修への参加も計画的に行い施設全体の底上げを目指していく。

(4)感染症対策

職員は利用者と接触する事が多く他職種よりも感染対策への高い意識を自覚し、自身・家族の健康管理をしながら、体調に変化がある際の報告を行い、施設での感染症対策を周知徹底する。利用者に感染症の症状が見られた場合は医務と連携し早急に対応する。短期利用者を、2階フロアに集中し、東側に居室を変更したことにより、クラスターが発生した際に短期利用を中止しその居室をゾーニングゾーンとして使用する事で、利用者への感染防止に繋げる事ができる。また、本館と新館に分けて、食事の提供を行う事で、入居者の安心した生活を提供する。

面会については、家族の意向や感染状況を確認しながらガラス越し面会や対面面会の検討を随時行っていく。

(5)介護技能実習生受け入れ

現在、インドネシアより2名の技能実習生の指導を行っている。今夏頃にはインドネシアより2期生の介護技能実習生を受け入れる。1期生がスーパーバイザーとなり職員とともに、2期生への業務や生活指導を行っていく。1期生は今夏頃に夜勤業務、2期生は年度末には、1人での利用者援助や利用者との信頼関係が築け、引き続き技能実習が継続できるよう、技能実習指導員と生活指導員を中心に技能実習生へ介護技術や日本の生活習慣等を説明し育成に努める。

(6)短期入所利用（ショートステイ）

①利用者が在宅生活を継続して行える様、情報を共有し在宅での生活に近づけたケアに取り組む。

②利用者の趣味や意向を汲み取り、個別レクや全体レクを実施し他利用者との交流を図る。生活の中で楽しみを持って頂くことで継続した利用が出来るよう取り組む。

医務目標

多職種と協働しながら安全・安楽を考慮した生活を支援し、個別性を踏まえたケアを提供する。又、医療機関との連携を図り、利用者の健康保持・疾病予防に努め体調不良者の早期発見に繋げる。

- (1) 医師の指示のもと、個別の利用者の健康の保持・増進を図り異常の早期発見に努めると共に個別性を踏まえたケアを行う。又、前年度誤薬事故が発生した経緯により、新たに服薬マニュアルの修正をした。現状を踏まえ服薬マニュアルの定期的な見直しを行い、手順の徹底をする事で誤薬事故防止に努める。
- (2) 職員の感染に対する知識の向上の為、定期的(年2回)に研修を実施する。又、計画的に施設外研修に参加し各部署に伝達を行い、施設内感染予防と予防対策の啓発、体調不良者の早期発見・対応に努める。
- (3) 多職種と多職種連携会・サービス担当者会、また日々の申し送りなどで連携を強化し、重度化する入居者への対応が出来るようオンコールを含め24時間健康上の管理ができる体制を維持する。
- (4) 医療面でのリーダーシップを発揮し、多職種協働で入居者の褥瘡予防(OH スケール、適切な用品の使用等)に取り組む。又、施設外研修に積極的に参加し(オンライン研修を含む)、各部署に伝達講習を行い施設内での褥瘡発生の防止に努める。褥瘡発生もしくは持ち込みの褥瘡の場合は嘱託医や専門医に相談し早期に対処する。
- (5) 喀痰吸引指導者が中心となり医療研修修了者の介護職員への施設内研修を実施し、喀痰吸引等が対応出来る介護職員を養成する。又、指導者講習にも追加参加し、新たな喀痰吸引指導者を養成する。
- (6) 入居者は、年1回の健康診断を行う。新規入居者は、入居者健診を行い体調管理に努める。
- (7) 職員の健康管理の為、年2回の定期健康診断を実施し健康指導を行うとともに精神的ストレスの軽減を図る為、安全衛生委員会と連携し早期に対応する。
- (8) 将来的な看取り実施の検討の為、ブエナビスタの看護師との情報交換に努める。

リハビリ目標

利用者の生活機能の維持・向上を目的に評価を行い、リハビリ計画・実施に努める。個別機能訓練計画立案の際には、LIFE(科学的介護情報システム:興味・関心チェックシートと生活機能チェックシートの情報)を厚生労働省へ送信し、フィードバック情報に基づき、利用者の状態を踏まえた個別機能訓練計画書に沿ったリハビリの実施・評価を行う。又、転倒・転落事故が発生した場合は、身体機能や歩行レベルの因果関係を確認し、類似事故の再発防止に取り組む。

- (1) 個々の身体状況を理解し、日常生活が継続出来るように生活リハビリに重点を置き、個々のADLと利用者の希望に応じリハビリを実施する。
- (2) 利用者の安全な移乗動作獲得のため、定期的(3ヵ月毎)に入居者に対し立位・移乗・移動能力をリハビリの専門性を活かして評価を行う。
- (3) 転倒・転落事故発生時は、ADLレベルとの因果関係を確認する。
- (4) 感染症(コロナウイルス・インフルエンザ等)発生時、行動制限のある利用者に対し、褥瘡予防の為に体位変換器やクッション等を使用した体位変換で好発部位の除圧を行っていく。感染症の収束後、利用者のADLのアセスメントを行い、発生前のレベルに戻せるよう効果的な個別機能訓練計画書の立案・実施を行う。
- (5) リハビリグループ(自立・一部介助・全介助)分けを行い、訓練を実施する。日常生活動作の維持の為に、自立グループは生活リハビリを行う。現在できている動作が維持できているか確認し、介護職員等から情報の聞き取りを行い状態をアセスメントする。機能低下があれば、状態に応じた訓練を実施する。一部介助グループは、生活リハ及び機能訓練を実施する。四肢運動・関節可動域訓練・動作時の筋力の活

用・歩行訓練を実施する。全介助グループは、生活リハビリが困難な為、四肢運動・関節可動域訓練・マッサージ等を実施する。又、ケアプランと個別機能訓練計画書の計画に沿った訓練内容を介護職員等に申し送りや各階の送りノート等で伝達を行い、実施出来るよう方法の指導・確認を行う。

(6)ノーリフトケアとしては、朝の送り時に腰痛予防体操を実施し、職員の腰痛予防が維持できるよう今後も継続していく。又、リフトやスライディングボード、スカイリフトの活用にあたり、機能訓練のアセスメントを行い対象者の選定を行う。

(7)ショートステイの利用者が在宅での生活が継続できるよう、在宅ケアプランの意向に沿った利用計画を立案・実施する。

(8)利用者の誤嚥性肺炎の予防・口腔機能の維持を図る為に口腔体操・口腔マッサージの訓練の提供を実施していく。また、昼食前に口腔体操のビデオを活用する。

生活相談目標

事業所としての窓口となり、利用者、家族及び地域の要望・希望などを汲み取る。必要に応じて事業所との橋渡しや権利擁護が図れるように支援していく。又、利用者が地域の一員として社会参加出来るように取り組む。本年度も新型コロナウイルスの影響は想定される為、オンライン面会、ガラス越し面会は引き続き実施していくが、感染リスクが低下した場合は、対面面会を積極的に実施し家族交流を図って行く。

- (1) 施設サービス計画書に基づき、一人ひとりの利用者を多くの職員で支援し、家族の思いやニーズを共有し自立支援を心掛ける。また、居宅における生活への復帰を念頭において、相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の援助等 ソーシャルワーク支援を行う。
- (2) 介護保険制度、関係法令の理解に努め、利用者、家族、見学者に対しての相談窓口として、丁寧な説明を心掛け適切なサービスの紹介、法人内各事業所との情報共有、各部署が円滑に業務を図れるよう調整を行う。
- (3) 相談・苦情対応窓口として、家族と日頃より連絡を密にし、家族の思いを十分に理解し思いやりを持って相互信頼関係を築くよう努める。
- (4) 緊急性を反映した入居検討委員会の運営を行う為、『介護老人福祉施設早蕨の入退居にかかる指針』に基づき、申込受付、事前調査を行い、入退居検討会を随時開催し、次期入居者を検討・決定する。
- (5) 『介護老人福祉施設早蕨の入退居にかかる指針』に基づき、在宅復帰の可能性のある利用者には、本人、家族の要望、思いを尊重し多職種及び家族・地域等と連携して、望まれる退居支援に取り組む。
- (6) 在宅生活において、主介護者の体調不良や外出、外泊等で介護が出来ない等の相談が居宅介護支援事業所よりあれば、安心して生活出来るよう地域福祉の向上に資するために協力を努める。
- (7) 居宅介護支援事業所と連携を図り、従来のショートステイ及び空床ショートステイ利用と待機者の情報共有に努める。
- (8) 社会資源を活用し、散髪、買い物代行、地域ボランティアを感染状況に応じて実施する。

ケアプラン目標

サービス計画書立案にあたって生命に関すること、本人・家族の意向を確認し自立・自律に向けてサービス計画書の作成を行う。

本人・家族の希望を把握し、生活状況に応じた支援が行えるように多職種協働しながらアセスメントし、施設サービス計画書を作成する。又、家族を交えての担当者会の他に、ガラス越し・オンライン面会時、差し入れ時等の来設時に家族に意見を伺い施設サービス計画の立案を目指す。県下の感染症発生状況等を確認し感染予

防に留意し、散歩や施設近郊への外出（不特定多数接触の少ない場所、ドライブ）等、社会参加・季節環境に触れる機会の提供を家族の協力を得る事が出来るように計画書の作成を行う。

(1) 担当利用者一覧表、サービス担当者会議予定表の作成

施設サービス計画策定のため、毎月利用者一覧、サービス担当者会議予定表を作成する。その際は、要介護認定期間、要介護度、日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度を確認する。

(2) 適切なアセスメント実施、施設サービス計画の見直し

介護支援専門員を中心とした多職種協働により、利用者、家族のニーズや意向を十分アセスメントした上で、出来るかぎり利用者や家族参加のサービス担当者会議を開催し、施設サービス計画書の作成、見直しを行う。又、コロナ禍でのサービス担当者会議参加では、ガラス越し面会時等、可能な範囲で家族参加が行える様に働きかけを行う。

(3) 総合的な援助の方針について

施設サービス計画書作成にあたり、現状のリスクを解りやすく記載し、総合的援助の方針にそれぞれの職種の役割やケア方針を記載する事で、職員一人ひとりが計画に参画し、責任を持って職務を遂行出来るようにする。又、利用者、家族には生活に対する意向について、施設サービス計画書見直し時にはその都度確認した上で、総合的な援助の方針を伝える。

(4) 事故予防、褥瘡予防対策について

日頃よりアセスメント及びモニタリングを通じてリスクマネジメントを行い、居室等の環境整備により事故の予防に努める。又、安全なサービス提供を行う為、心身の状態がもたらすリスクを施設サービス計画書に明記し説明・同意を得る事で利用者・家族及び職員が共有していく。又、事故発生時には事故検討会にて話し合われた原因及び今後の対応策に合わせ、施設サービス計画も適宜見直し、変更を行い、事故の再発防止に努める。

褥瘡予防については、褥瘡委員会と連携し、予防プランや早期治癒に向けてのプランを作成する。

(5) 栄養ケアマネジメント、機能訓練計画との連携

ケアプラン立案時には、管理栄養士、機能訓練指導員と同一のサービス担当者会議において検討し、栄養ケア計画、個別機能訓練計画とも設定期間や内容について連動するよう連携を図る。

栄養・調理計画

個人として尊重し、その人らしい生活を継続していく為に「低栄養」や「疾病」などが重症化に陥らないように多職種と連携し個人に合わせた食事の提供を目指す。食事、おやつ時にミールラウンドを実施し利用者の嗜好、咀嚼、嚥下状態を把握し、個々の状態に応じた食事を提供する。新たに入居された利用者には家族、利用者自身からの嗜好の聞き取りを行い、状態に応じた食事の提供を行う。

具体的には

- (1) 個々の状態に合わせ、ケアプランとも連動した質の高い栄養ケアマネジメントを実施し高リスク者に対して多職種と協働して支援を行う。
- (2) 褥瘡を発症した利用者には栄養状態、体重の増減、食事摂取量を把握し、食事量の見直し、補食の提案等を行い褥瘡の治癒を目指し栄養面からアプローチを行う。
- (3) 嗜好調査、ミールラウンドを行い利用者のニーズをくみ取っていく。ニーズは給食委員会にて共有し献立に反映する。行事にはその行事にちなんだ食事を提供する。普段の食事でも彩り、盛り付けに配慮した食事の提供を行う。食材費の高騰が続いている。メニュー開発や見直し、計画的な仕入れ、在庫管理、業者の見直し、適正な価格の食材を取り入れる。

- (4) 日々の基本的な感染症予防対策と月 1 回の検便等で感染症予防に努める。クラスターが発生した場合は状況に応じた食事を提供する。厨房内でクラスターが発生し食事提供が困難になった場合を想定し外部委託業者との連携を年に一度以上確認する。
- (5) 災害時には初期消火等の協力と共に炊き出し訓練（備蓄食品と使い捨て容器の確認）を年 1 回以上実施する。
- (6) 在宅部門での栄養管理を居宅の介護支援専門員と連携し行う。
- (7) 流行時期前に食中毒に関する研修を教育部門と連携し年 2 回以上実施する。

事務目標

法人事務局は常に情報収集・情報分析・情報発信能力を養い、「縁の下の力持ち」として各事業所の円滑な業務遂行をサポートする。また、施設の第一印象に繋がる窓口として、日々の挨拶をはじめ利用者やご家族との会話等、明るく柔らかな雰囲気を保つよう心掛け、常に清潔感のある職場作りに取り組む。

- (1)施設の窓口という意識を常に持ち、ご家族や来設者の方へ明るい気持ちの良い挨拶、丁寧で分かりやすい電話対応を心掛ける。また、地域の方々などに信頼される関係を構築し、地域に開かれた職場作りを目指す。
- (2)常に清潔感を保ち、書類や物品の整理整頓及び各部署への連絡を迅速に行い、施設全体の業務が円滑に遂行できる環境を整える。
- (3)年間予算達成に向けて、収支状況の把握、各部署との連携を図り効率的な予算立案・管理に努める。
- (4)建物保守点検や備品・物品管理を行い、適正な修繕の実施や発注・出庫に努める。

6. 委員会について

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で委員会活動がかなり制約された為、現状と活動内容を検討し再編成した。委員会は、介護保険法等での義務付けられている法定委員会（9 委員会）と施設任意の運営委員会（6 委員会）の 15 委員会を設置し運営する。

<法定委員会>

感染対策委員会（毎月）

施設内での感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等）や食中毒のまん延防止の為、利用者・職員及び施設内外の感染状況の確認・分析を行い、必要に応じた対応策（ルール）や必要備品の検討を行う。又、感染症発症時には、随時委員会を開催し早期終息に向けて取り組む。

褥瘡委員会（毎月）

褥瘡が発生しないように日々の管理（除圧、皮膚状態観察、適切なポジショニング方法等）発生予防に努め、関係部署との連携を図り褥瘡予防に努める。又、皮膚状態悪化、褥瘡の疑いの症状が出た時は、主治医や医療機関と連携を図り処置を実施した結果を毎月、多職種の意見を交え、より効果的な対策（マット見直し、食事提供内容、体位変換等）が無いかを検討する。

安全衛生委員会（毎月）

職員の心身の健康管理の把握・指導及び職場環境の安全衛生を改善・管理を行い、職員が安全・健康に勤務できるようにする。年 2 回職員健診、年 1 回ストレスチェックを実施し産業医の確認・指導を受ける。又、随時、

職員の健康、ストレス等に関する相談窓口を担う。月1回は施設整備の点検・聞き取りを行う。

事故防止検討会（毎月）

利用者の安全、安心、快適な生活が送れるように資質向上に努め、同事故、類似事故の再発防止のため、安全対策担当者（法的配置）を配置し、1ヶ月内に発生したヒヤリハット、事故報告を多職種の視点から分析（発生原因、再発防止策、発生場所、時間、環境等）し改善策を立案・実施する。その実施した改善策についても評価を行い職員に周知徹底を図る。又、事故防止研修の企画・運営をし、利用者の日々の生活の中でインシデント（気づき）シートを活用する事で、大きな事故を未然に防ぐとともに、「気づき」を養える職員育成に取り組む。

虐待防止委員会（毎月）

施設での虐待の有無の確認と虐待の温床となる不適切ケアについては毎月多職種で（接遇、環境、ナースコール応対方法等）状況把握し早期改善・指導の取組みの他に職員のストレスチェックを実施し、職員同士注意しあえる環境にも力を入れて不適切ケアのない施設づくりを行います。

利用者の意見や思い等がある時には職員に言いやすい風土をつくる事により、意見箱設置等に利用者・家族からの手紙から意見・苦情が無いか確認し、投函されている場合は、事実確認を行い、委員会内で改善策を検討する。

身体拘束廃止委員会（毎月）

高齢者虐待の5項目の1つでもある身体的虐待に属す、身体拘束廃止を促進する。単に身体拘束が駄目という事ではなく、身体拘束がもたらす弊害（身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害）を理解し、五つの基本的ケア（起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する）を徹底する事で身体拘束の無いケアを実現し日常生活を送る事が出来るように啓発や指導を行う。

給食委員会（毎月）

利用者が、安全に美味しく食事をして頂く為に、「食事」に関わる全般について協議する場として、嗜好調査や検食簿、残食などを基に、各担当者からの日々のメニューについて意見及び要望を取り入れながら、厨房と意見交換し、美味しく食べて頂く等、より良い食事提供について検討する。

定例入居判定委員会（毎月）

施設内で行われる入退居検討会・退所判定会（随時開催）では入居退所が必要な方の判定を各関係者出席（施設長、相談員、施設ケアマネ、看護職員、介護主任）にて多方面の意見より適切に検討し対応されているかを毎月、第三者委員に報告・確認及び助言して頂く。

入退居検討委員会（随時）

経口摂取が難しく又、医療処置等が必要な状況となった場合には主治医の判断や、入居中の死亡で欠員が出た場合に入居申込者の中より多職種と話し合いを行い入退居判定会を実施する。最終決定は施設長が行う。

苦情解決委員会（年1回）

毎年5月に第三者委員（2名）、外部委員として参画して頂き前年度の苦情内容の報告及び改善策が適切に対

応されているのか検討する。

<運営委員会>

ケアプラン委員会（毎月）

利用者の個別性に沿ったニーズでサービス計画が作成できるよう、アセスメント表、モニタリング等の内容を確認し多職種協働により意見を出し合う。コロナ等感染症が再度増えているが、状況を見ながら家族を交えての担当者会の開催を行っていきケアプランの充実を図る。又、困難事例がある時は多職種参画にてサービス担当者会を行い検討・解決を図る。

防災委員会（毎月）

年3回防災訓練（火災・地震・風災害等）を計画的に実施し訓練評価を行う。
机上型の職員研修ではBCPについて理解を得て活用ができる様に運営訓練の実施に取り組む。
南海トラフ地震に備え、落下物での事故がないよう居室・ホールの環境整備を実施する。
防災備品（防災頭巾、ヘルメット、発電機、レスキュー工具等）の在庫管理、整理整頓を行うと共に火災予防の為に点検を行う。又、計画的に防災士の育成を図り、より強い防災基盤の構築を図る。

サービス向上委員会（毎月）

ケアサービス向上に向けて、食事・口腔ケア・排泄・入浴の4点のテーマ別に取り上げ生活の質の向上を行う。
食事…嗜好調査、食事摂取環境、ADL等を把握し美味しく安全に摂取して頂けるよう行う。
口腔…必要物品・衛生面の管理を行い、口腔状態を歯科医師等と連携を図り把握しケアに繋げる。誤嚥性肺炎の予防に努め施設内研修を通して口腔ケアに対する知識を伝達する。
排泄…排泄パターンを把握すると共にリフトの活用や尿測を実施し使用パッドの見直しを行い不快感・皮膚トラブルの予防を行う。又、施設内研修を通してオムツの当て方や尿路感染等に対する知識を伝達する。
入浴…利用者に合わせた入浴形態や浴室環境の物品の見直しを図り快適な入浴の提案を図る。感染症の対策として関わりを各階にて行える入浴の体制を目指す。

エコ委員会（毎月）

節電や備品類の使用状況を把握し、無駄が無いか確認する。又、使用方法を検討し、コスト削減に取り組む。施設内外の整理整頓を推進し、居住環境の改善と備品管理に努める。月1回車椅子の空気を入れパンクを防ぐ。居室の環境整備を行い快適に生活して頂くよう努める。電気エアコン・水道等が無駄なく使用出来るように職員間で意識する事を啓発しエコへの取り組みを行う。

元気生きがい委員会（偶数月）

年間行事予定の立案やクラブ活動、レクリエーションの企画・実施。又、利用者間の交流の場の検討や利用者自身がやってみたい事が出来るように関係部門や家族等への調整や環境整備に努める。
利用者のADL状態や趣味等を把握し全体的・小グループ規模でのレクリエーション活動の実施のため、多職種の意見を取り入れ協議・企画を行う。
県下の感染状況を確認し、感染リスクが低い時は積極的に外出行事等で外気にふれる機会を増やす。

ノーリフトケア推進委員会（偶数月）

令和6年度はノーリフト推進委員会の基盤強化を図るため、マイスター研修修了者2名を中心にノーリフトケアの取組みに関して未取得のある階層を中心に助言・指導を行う。職員全員がノーリフトケアに関して一定レベルの知識・技術の取得を目指し育成を図る事が出来るように計画的に取り組み、高知県ノーリフトケア認定施設の取得を目指す。

「持ち上げない」「抱え上げない」「引きずらない」ケアを実践し、ご利用者、職員双方に負担の少ないケアを提供する。福祉用具を必要とされる方に、担当者にADLに合った機器を多職種と連携し使用を行っていく。ソフト面においては、現在実施している朝の腰痛体操を夕方にも実施できるよう、腰痛の発生、軽減を目指す。福祉用具使用による事故を未然に防ぎ、介護技術向上を図り、利用者への安全な福祉機器の活用を定着させる。福祉用具導入（吊り上げ式リフト、スタンディングリフト、多機能型車椅子等）の検討時、福祉用具使用状況の把握と共に職員スキルの調査を行う。

腰痛アンケートチェックを年2回実施。又、福祉機器技術確認・評価を半年に1回実施に取り組む。新人、中途採用者に向けては、ノーリフトケアの目的の理解及び介護技術の指導に取り組む。

7. 広報活動について

- (1)「さわらび便り」を2ヶ月に1回(偶数月)に発行する。内容としては施設行事、利用者の近況報告等多職種持ち回りで作成し家族に郵送する。
- (2)法人のホームページにて、季節行事を中心にタイムリーな話題を更新していく。
- (3)関係機関（高知県老人福祉施設協議会やLico ネットなど）のホームページへの掲載及び更新。

8. 防災対策について

介護老人福祉施設の利用者の多くは自力避難困難な方であることから、施設の防災・防火対策の強化に努めるとともに、「高知県社会福祉施設防災指針」に基づいた防災管理規程により、定期的な防災訓練を通じて職員の防災意識を高める。定期訓練として発生時間を日中・夜間の想定した避難訓練、通報訓練など年3回実施し、有事の際には、迅速に行動できる様行う。また、災害に備えた非常食や防災備品も定期的に見直しを図っていく。それらを合わせてBCP（事業継続計画）を策定する。

また、防災士の登録者を令和5年は3名増員することができ、現在6名の防災士登録ができています。令和6年度は3名の増員を目指し、防災教育、意識強化に努めていきたい。

<令和6年度防災訓練予定>

第1回防災訓練【火災・地震（日中想定）】

実施予定月	令和6年6月
実施場所	介護老人福祉施設早蕨、デイサービスセンター樹蔭
訓練内容	日中地震・火災想定訓練（初期消火訓練、通報訓練、避難訓練、消火器実技訓練・消防設備機器等取扱研修等）炊き出し訓練

※福祉避難所運営訓練として炊き出しの体験 福祉避難所運営補助金を活用しての備品整備

第2回防災訓練【地震想定】

実施予定月	令和6年11月
実施場所	介護老人福祉施設早蕨、デイサービスセンター樹蔭
訓練内容	日中地震訓練（避難訓練、炊き出し準備訓練、防災備品等取扱研修等） 起震車体験

※高知県から起震車を借りて地域の方を招いての合同訓練

第3回防災訓練【火災・地震（夜間想定）】

実施予定月	令和7年2月
実施場所	介護老人福祉施設早蕨、デイサービスセンター樹蔭
訓練内容	夜間地震・火災想定訓練（初期消火訓練、通報訓練、避難訓練、消火器 実技訓練・消防設備機器等取扱研修等）

9. 建物保守点検・消毒について

建物の保守点検、消毒等は専門業者に委託するとともに、施設が実施する環境整備等により事故防止、環境衛生に取り組むこととする。

	点検設備等	点検予定日	専門委託業者等
保守点検	消防設備点検	年2回（6月・2月）	三誠産業(株)
	汚水処理装置点検	隔週の水曜日	(株)四国環境管理センター
	非常用発電機点検	隔月（絶縁監視装置点検） 年2回（太陽電池発電点検） 年1回（無停電年次点検）	四国電気保安協会
	エレベーター保守点検	毎月	三菱ビルソリューションズ(株)
	自動ドア保守点検	年2回（1月・7月）	ナブコドア(株)
衛生	害虫駆除消毒	年2回（3月・9月）	(有)環境コントロールセンター
	日常清掃・グリストラップ清掃	毎月 第2・3・4	(有)四国サニタ
	環境整備（ワックス）	年1回（8月）	(有)四国サニタ

10. 利用料金について

(1)介護老人福祉施設（介護給付） 従来型（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	589円	659円	732円	802円	871円	
	加算	日常生活継続支援加算	36円				
		看護体制加算（Ⅰ）ロ	4円				
		看護体制加算（Ⅱ）ロ	8円				
		夜間職員配置加算（Ⅲ）ロ	16円				
		個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円				
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円 ※1ヶ月				
		介護職員処遇改善加（Ⅰ）	所定の単位数に8.3%を乗じた単位数				令和6年5月末迄
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数に2.7%を乗じた単位数				
		新処遇改善加算	所定の単位数に1.6%を乗じた単位数				
		介護職員処遇改善加（Ⅰ）	所定の単位数に14.0%を乗じた単位数				令和6年6月より
自己負担	食事負担 (朝食：430円、昼・夕食：535円)	300円（1段階）、390円（2段階） 650円（3段階①）、1,360円（3段階②）、1,500円（4段階）					
	おやつ費	50円					
	居住費	多床室：0円（1段階）、370円（2～3段階②）、855円（4段階） 個室：320円（1段階）、420円（2段階） 820円（3段階①、②）、1,171円（4段階）					
	特別な室料 ※該当者のみ	300円～2,000円					

(2)短期入所生活介護（介護給付） 従来型（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	併設型短期入所生活介護（Ⅰ）	603円	672円	745円	815円	884円	
	加算	機能訓練指導員配置加算	12円				
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円				
		夜間職員配置加算（Ⅲ）	15円				
		送迎（片道）加算	184円 ※該当者のみ				
		介護職員処遇改善加（Ⅰ）	所定の単位数に8.3%を乗じた単位数				令和6年5月末迄
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数に2.7%を乗じた単位数				
		新処遇改善加算	所定の単位数に1.6%を乗じた単位数				
介護職員処遇改善加（Ⅰ）	所定の単位数に14.0%を乗じた単位数				令和6年6月より		
自己負担	食事負担 (朝食：430円、昼・夕食：535円)	多床室：0円（1段階）、370円（2～3段階②）、855円（4段階） 個室：320円（1段階）、420円（2段階） 820円（3段階①、②）、1,171円（4段階）					
	おやつ費	50円					
	居住費	320円（1段階）、420円（2段階） 820円（3段階）、1,171円（4段階）					

(3)指定介護予防短期入所生活介護（予防給付） 従来型（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要支援1	要支援2	
介護報酬	指定介護予防短期入所生活介護費	446円	555円	
	加算	機能訓練指導員配置加算	12円	
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	
		送迎（片道）加算	184円 ※該当者のみ	
		介護職員処遇改善加（Ⅰ）	所定の単位数に8.3%を乗じた単位数	令和6年5月末迄
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定の単位数に2.7%を乗じた単位数	
		新処遇改善加算	所定の単位数に1.6%を乗じた単位数	
	介護職員処遇改善加（Ⅰ）	所定の単位数に14.0%を乗じた単位数	令和6年6月より	
自己負担	食事負担 (朝食：430円、昼・夕食：535円)	300円（1段階）、600円（2段階） 1,000円（3段階①）、1,300円（3段階②）、1,500円（4段階）		
	おやつ代	50円		
	居室費	多床室：0円（1段階）、370円（2～3段階②）、855円（4段階） 個室：320円（1段階）、420円（2段階） 820円（3段階①、②）、1,171円（4段階）		

1.1. 行事計画

(1)年間行事予定

令和5年	4月	お花見（ドライブ）
	5月	田植え見学（ドライブ）、新緑ツアー（ドライブ）
	6月	あじさい見学（ドライブ）
	7月	納涼祭
	8月	花火、五台山夏祭り参加
	9月	敬老会
	10月	運動会、観月会
	11月	みかん狩り
	12月	クリスマス忘年会、餅つき
令和6年	1月	新年会
	2月	節分、バレンタイン（ケーキバイキング）
	3月	ひな祭り、いちご狩り

(2)毎月行事予定：・ホーム喫茶、料理クラブ、誕生日会、茶道クラブ、買物

(3)毎週行事予定：華道クラブ

※新型コロナウイルス等の感染状況により、延期又は中止する場合があるが、出来る限り感染予防対策を実施と行事内容を再検討し、季節感のある行事の開催に努める。

1 2. 研修・訓練計画

職員に対し社会福祉法人の職員としての知識・技術を指導、育成する。各職員のスキルアップ等を研修目的とし、新人研修、全体研修、職種別研修、階層別研修(管理者向け等)、対象者に合わせた研修実施に取り組む。

(1)内部研修

令和6年	4月	令和6年度事業計画について 施設理念、コンプライアンスについて
	5月	感染症予防について(新型コロナウイルス、食中毒他)
	6月	災害対策について(BCP:事業継続計画)
	7月	接遇力について(利用者、家族、地域の方との接し方について他)
	8月	高齢者虐待防止、身体拘束廃止、事故防止、リスクマネジメントについて
	9月	ノーリフトケア(姿勢管理と腰痛予防)について
	10月	感染症予防について(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス他)
	11月	認知症ケアについて(認知症高齢者の理解)
	12月	医療の基礎知識(高齢者の疾患対応法)
令和7年	1月	食事について(栄養ケアマネジメント他)
	2月	高齢者虐待防止、身体拘束廃止、事故防止、リスクマネジメントについて
	3月	生活リハビリ(自立、自律支援)について

(2)外部研修 別紙1参照

※新型コロナウイルスの状況に応じ、集合研修や紙面等の対応で実施する。又、外部研修も同様にZ o o m研修を活用し、感染症予防に努めながら計画的に研修参加を進める。

令和6年度 デイサービスセンター樹蔭 事業計画書

1. 目的及び計画

- ・第9期介護保険事業計画に伴い、令和6年4月から通所介護費が微増となる。又、6月からは処遇改善加算の一本化が行われ、処遇改善加算の合計が8.2%から9.2%へ増加する。
1ヶ月の試算では、551,973単位から554,289単位となり2,316単位の増加である。(令和5年12月分)
- ・当事業所は、特養併設のデイサービスとして特養・ショートステイ・ヘルパーステーション・居宅介護支援事業所と密接な連携が図れ、利用者の心身の状況に合わせた対応が出来る事が強みである。
当事業所は、「自然豊かで穏やかな環境」「広々としたデイルームで個々に合わせた過ごし方」「気の合う利用者や支える職員との関わり」等居心地が良く、継続的に利用したいと思える空間の提供を行う。又、地域高齢者のセーフティーネットとして、認知症の独居者・高齢夫婦世帯への支援はもとより、サービスの利用が困難な方に対して気長に利用促進の取り組みができる事業所である。
- ・利用時の専門的なりハビリの実施と休日（利用日以外）にできる体操・生活リハビリの提案をする。又、歯科衛生士による口腔内のチェックや口腔に関する相談、口腔嚥下体操の提案をするなど、既存の介護・看護・相談員以外の専門職を配置している事もセールスポイントである。
- ・職員が主体的に働けるように、食事・口腔・入浴・排泄、行事の担当制を引き続き実施、業務改善の提案を行い質の高いサービスの提供に努める。担当者が中心となり業務改善の提案や施設外研修に参加し部会等で伝達講習を行い、模範となる質の高い介護の提供を目指す。
- ・令和6年度は職員の5割が外部研修（オンライン研修含）に1回以上参加する事を目標に取り組む。
- ・利用者が過ごしたい空間を選択できるように囲碁・将棋、図書スペースやソファでのごろごろスペース等を創る。又、昨年度提案した集団で体操できるスペースを設け継続した運動を行うことで身体機能維持向上に努める。
- ・環境的な強みを活かし庭でのレクリエーションや喫食の計画に取り組むことで、利用者ニーズの充実を目指す。
- ・利用者が作成した作品（陶芸や折り紙、塗り絵等）や利用中の写真をデイ内外の展覧会に出品する機会を設け、自分の作品と社会の繋がりを創るよう働きかける。デイで過ごす中での取り組みが評価されることで、デイで過ごす時間に意義を持たせる。
- ・デイ利用中の表情や活動が解るように、連絡帳以外に利用中の写真や誕生日プレゼントとしてフォトブックの作成を行う。
- ・いきいき百歳体操サポーター育成教室を受講し、いきいき（身体機能）・かみかみ（口腔機能）・しゃきしゃき（認知機能）体操を一日の流れに取り入れる。
- ・デイ利用による地域の人との再会や新たな交流、複数の種類による運動プログラム、脳トレ、ボードゲーム、陶芸や塗り絵などによる芸術活動等を個々の嗜好に合わせて取り組むことで、認知機能維持プログラムの作成・実施に取り組む。
- ・本体特養と連携し、防災訓練を行う。状況に応じた災害訓練を継続的に実施し、利用者・職員を守る体制を整える。
- ・令和5年度は、月曜日から土曜日まで営業（年間営業310日）を行い（1日の利用定員55名）一日平均33名（定員比率60%、年間延べ10,850名）の目標に対して、令和5年4月1日から令和6年1月31日の10ヶ月間の利用実績は、1日平均25.7名名【介護：24.1名（サービス提供時間7時間以上8時間未満

45.4%、サービス提供時間 6 時間以上 7 時間未満 54.6%)・予防:1.6 名、定員比率 43.9%】移している。6 時間以上 7 時間未満の短時間で利用希望が増加しており、基本の 7 時間以上 8 時間未満の利用数が減少している。その為、令和 6 年度においては、(年間営業 311 日) 1 日平均 33 名【介護:31 名(サービス提供時間 7 時間以上 8 時間未満 60%、サービス提供時間 6 時間以上 7 時間未満 40%)・予防:2 名、定員比率 60.0%、年間延べ 10,263 名】を目標に利用者にとって有意義な時間の提供に努める。

- ・居宅介護支援事業所への訪問・電話営業を定期的に行い、引き続き新規利用者の獲得を目指す。具体的には、毎月の屋台や行事等での食の充実やクラブ活動の陶芸などを樹蔭デイだよりやリーフレット等で紹介し、日頃の利用者の活動内容の紹介を兼ねて営業を行うことで、居宅の介護支援専門員との密接な関係を築いていく。

(管理者)

事業所を利用するにあたって必要な「通所介護計画書」の作成、勤務表の作成、行事や部署会での研修について年間スケジュールの作成、又、円滑に業務を進められるよう職員指導に努める。

稼働率維持・向上の為、定期的な居宅介護支援事業所等への営業活動を行い、新規利用者獲得に努める。事故・苦情及び感染症が発生した場合の対応・解決担当者として問題解決に取り組む。

(生活相談員)

事業所内での相談業務だけでなくサービスに対する評価や利用者の様子を記した月次報告書の作成を行う。又、サービス担当者会議への出席や利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談や助言の支援を担う等の社会資源の発掘・活用など利用者の生活全般を支える取組み、地域に根差した事業所を目指す。又、管理者及び他職種との連携を行い、事業所の稼働状況の把握、対策・立案し中核的な役割を担う。

(介護職員)

排泄・入浴・食事の介助、レクリエーションやコミュニケーションを通じ利用者のケアに努める。

利用者の尊厳ある生活を支援していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図っていく。又、利用者に視点を合わせ関わりの中で、利用者が望むような雰囲気、環境整備に取り組む。

(看護職員)

利用者の健康管理や医療行為など利用者の在宅生活維持を多方面からサポートする。利用者の主治医等と連携し個別の利用者の健康の保持・増進を図り異常の早期発見に努めると共に個別性を踏まえたケアを行う。又、感染症予防のため、感染予防対策の啓発を積極的に行い、事業所内感染予防、早期発見・対応に努める。

(機能訓練指導員)

機能訓練指導員は、利用者の生活機能の維持、向上を目的に評価を行い、個々の身体機能に沿って訓練の提供を実施していくために LIFE を活用し、より効果的なリハビリ計画の立案・実施に努める。

又、個々の身体状況・生活環境の理解、パワーリハビリテーションや日常生活が継続出来る様に生活リハビリ等、個別のニーズに応じたリハビリを実施する。

2. 運営方針

(介護給付事業)

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う事とする。

(予防給付事業)

要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

介護予防通所介護は、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。

(関係機関との連携)

通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、その他保険医療サービス、または、福祉サービスを提供する機関及び関係市町村との連携を図りながら、総合的効果的なサービス提供に努める。

3. 事業所の名称及び所在地

(1)名称 デイサービスセンター樹蔭

(2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 業務内容

(1)区分 通常規模型（定員：55名）

(2)営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日（祝日含む） 但し、12月31日～1月2日までは除く

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分

(3)職員体制（令和6年4月1日配置予定：常勤加算人数）

在宅課長兼生活相談員	1名
管理者兼生活相談員	1名
生活相談員兼介護職員	2名
機能訓練指導員	1名
介護職員	3.3名（臨時・パート）
看護職員	1.4名（パート）
運転手	0.4名（パート）
合計	10.1名

5. 通所介護サービスの内容

(共通サービス)

- ・排泄、食事等の介助
- ・居宅と事業所間の送迎サービス
- ・日常生活上の援助
- ・相談・援助等に関すること

(選択的サービス)

- ・入浴介助サービス
- ・機能訓練

6. 通常の事業実施地域

高知市、南国市

7. 利用料金

(1)通所介護

① 通所介護費 (介護給付：1日あたり)

サービス提供時間(通常規模型・7時間以上8時間未満)

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算(I)	昼食 おやつ	合計 (日額)
要介護1	658円	22円/日	650円	1,330円
要介護2	777円			1,389円
要介護3	900円			1,572円
要介護4	1,023円			1,695円
要介護5	1,148円			1,820円

サービス提供時間(通常規模型・6時間以上7時間未満)

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算(I)	昼食 おやつ	合計 (日額)
要介護1	584円	22円/月	650円	1,256円
要介護2	689円			1,361円
要介護3	796円			1,468円
要介護4	901円			1,573円
要介護5	1,008円			1,680円

※昼食(おやつ含む)は全額自己負担

② 加算(介護給付)

加算内容	利用者負担額(1割負担の場合)	
入浴介助加算Ⅰ	40円/日	
個別機能訓練加算Ⅰイ	56円/日	
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に5.9%を乗じた単位数	令和6年5月末迄
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に1.2%を乗じた単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数に1.1%を乗じた単位数	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に9.2%を乗じた単位数	令和6年6月より
科学的介護推進体制加算	40円/月	

※居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道に付き47円の減算とする。

(2) 予防通所介護

① 予防通所介護費 (予防給付:1日あたり)

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算(Ⅰ)	合計金額 (月額)	昼食 おやつ
要支援1	1,672円	88円/月	1,760円	650円
要支援2	3,428円	176円/月	3,604円	

※昼食(おやつ含む)は全額自己負担。

② 加算(予防給付)

加算内容	利用者負担額(1割負担の場合)	
運動器機能向上加算(A)	225円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に5.9%を乗じた単位数	令和6年5月末迄
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に1.2%を乗じた単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数に1.1%を乗じた単位数	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に9.2%を乗じた単位数	令和6年6月より
科学的介護推進体制加算	40円/月(本年度より算定する)	

(3) その他の費用

- ・利用者の希望によって、通常の時間を超えて行う通所介護の場合
9時間以上10時間未満 50円(1割負担)

8. 日課

時間	通所介護	介護予防通所介護	
サービス提供時間 (7時間以上∞時間未満)	8:30	朝礼 送迎 (お迎え)	朝礼 送迎 (お迎え)
	9:30	バイタルチェック (体温、血圧、脈拍、体重測定)	バイタルチェック (体温、血圧、脈拍、体重測定)
	10:00	ミーティング (送迎時等の共有) 入浴・水分補給 個別レクリエーション (創作・趣味活動) ・塗り絵、計算ドリル、間違い探し、囲碁・将棋、陶芸 (月3回) 機能訓練リハビリ	ミーティング (送迎時等の共有) 入浴・水分補給 個別レクリエーション (創作・趣味活動) ・塗り絵、計算ドリル、間違い探し、囲碁・将棋、陶芸 (月3回) 機能訓練リハビリ
	11:00	(パワーリハビリテーション等) リハビリ体操	(パワーリハビリテーション等) リハビリ体操
	12:00	かみかみ百歳体操 昼食、口腔ケア、排泄介助	かみかみ百歳体操 昼食、口腔ケア、排泄介助
	13:00	休息タイム (お茶・休養) いきいき百歳体操	休息タイム (お茶・休養) いきいき百歳体操
	14:00	集団レクリエーション ・おじゃみ積み、手ぬぐい掛け、脳トレなど	集団レクリエーション ・おじゃみ積み、手ぬぐい掛け、脳トレなど
	15:00	おやつ・水分補給 リハビリ体操	おやつ・水分補給 リハビリ体操
	16:00	排泄介助 ラジオ体操	排泄介助 ラジオ体操
	16:45	送迎 (送り) 清掃 (消毒)、記録、翌日準備	送迎 (送り) 清掃 (消毒)、記録、翌日準備
	17:30	業務終了	業務終了

令和6年度 デイサービスセンター庵 事業計画書

1. 目的及び計画

当事業所は、介護老人福祉施設早蕨と連携を図りながら利用者の心身の状況に合わせた対応が出来る事が強みである。また、地域密着型の小規模デイサービスとし利用者ニーズに沿った日課やレクリエーション、また、送迎時には、「当該施設から自宅の玄関まで」ではなく、心身の状況や利用者・家族ニーズにより、起床・臥床介助や荷物の準備、一人暮らしの利用者には必要に応じて独居生活の支援（ごみ捨て確認）なども対応できる事も大きなセールスポイントである。

令和5年度は、月曜日から金曜日まで営業、年間営業258日を行い、(1日の利用定員15名)1日平均12名(定員比率80%、年間延べ3,096名)の目標に対して、令和5年4月1日から令和6年1月31日の10ヶ月間の利用実績は、1月現在1908名(定員比率62%)1日平均9.52名で推移している。令和6年度においては、(年間営業259日)1日平均12名(定員比率80%、年間延べ3,108名)を目標に居宅介護支援事業所へ定期的な訪問、関係ある他事業所にもアプローチを続けて行っていく。新規利用者の獲得の魅力付けとして、利用者の日々の活動や当事業所の取り組み等を、リーフレットとホームページにて、新しい情報を閲覧出来る様、定期的な更新を行い、新規の居宅・利用者へのアピールと、関わりのある介護支援専門員との密接な関係作りに活かし、新規利用者獲得に繋げる。

・第5類に移行されたコロナウイルス等による感染症対策だが、5類移行後も対策は継続し感染症マニュアルに準じ予防に努める。また、予防対策は定期的に見直し、バージョンアップする。もし発生した場合でも速やかに情報収集し適切に対応することでクラスターを防ぎ、サービス利用の影響を最小限におさえる。利用者が自宅療養する際には、生活の維持が出来るよう担当ケアマネジャー、家族、他事業所と連携・サポートする。療養期間中においてサービスを受ける事が出来ないが、早期に体力回復できるように、電話での体調確認と、体操(リハビリ体操、下肢体操、口腔体操、脳トレ)プリントを、励ましの手紙や写真を添えてポストイング等のフォローは継続して実施する。休んだ日の振替利用ができるようであれば本人、家族、担当ケアマネジャーに提案し利用者数の維持に努める。

感染症対策をしながら利用者が楽しんで貰える様に行事は実施できていたが、主に室内で行うものだった。本年度は希望がありながらも長く実施できていなかった外出レクリエーションを実施する。四季を五感で感じる場所へ外出し、おやつを楽しんだり、美術館でアートも楽しめるようにする。

・令和5年度よりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上の取り組みを行う事を目的とした、科学的介護推進加算(利用者一人あたり40単位/月)を新たに算定する。

・防災については、令和6年3月31日まで経過措置とされている災害に係る事業継続計画(BCP)を作成する。当事業所においては本部とは離れた場所に立地しており、津波浸水地域となっている。地震・津波による浸水があった場合には施設2階部分まで浸水が予想されている。非常災害時には介良小学校の避難タワー又は避難ビルになっているサービス付き高齢者施設イチゴいちえに避難する事となる為、年2回(内1回は火災想定)の避難訓練を実施している。送迎中の災害時に備え、送迎中にも職員が判断を迷わず避難できる様、送迎地区ごとのハザードマップ・経路を取りまとめ作成し、年2回の防災訓練時に変更箇所があれば更新する。

防災に関しては、昨年度取得した防災士の資格を生かし、平常時の防災意識の向上のサポート、また災害時には当事業所だけでなく地域にも貢献できるように、地域防災活動に積極的に参加する。

自然災害(積雪・台風)など事前に予想出来る災害については、利用者や家族が困らない様、ケアマネジ

ヤーと連携し、時間変更や振替利用等事前に対策をする。

・当事業所は小学校の近くに立地しており通学路に面している。広域的取組の観点として、通学時等に子供が危険や不安を感じた時、子供の緊急避難場所となる「こども 110 番の家」に登録申請を本年度実施する。

(管理者)

利用者の要介護状態の軽減また悪化予防の為、通所介護計画書を作成する。通所介護計画のモニタリング、目標に対する評価・見直しを行う。介護支援専門員への利用状況の報告も兼ねて居宅訪問し、新規利用者獲得に努める。体験利用者がいた場合には、体験利用時の様子や状態と写真を添えて当日中に担当ケアマネジャーに持参し利用に繋がる様にする。

円滑なサービスが提供できるよう勤務表作成する。職員のスキルアップを目的とした指導・研修を行う。利用者、家族、近隣住民からの苦情・相談があれば迅速に対応し、施設長に報告する。

(生活相談員)

事業者内での相談業務だけでなくサービス担当者会議への出席や利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談や助言の支援を担う等の社会資源の発掘・活用など利用者の生活全般を支える取組み、地域に根差した事業所を目指す。また、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携を図り、利用者の情報の共有に努める。

(介護職員)

利用者の尊厳ある生活を支援していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図っていく。また、利用者一人ひとりに視点を合わせ関わりの中で、利用者が望むような雰囲気、環境整備に取り組む。

(看護職員)

利用者の主治医等と連携し個別の利用者の健康の保持・増進を図り異常の早期発見に努めると共に個性を踏まえたケアを行う。また、感染症予防のため、感染予防対策の啓発を積極的に行い、事業所内感染予防、早期発見・対応に努める。

(機能訓練指導員)

機能訓練指導員は、利用者の生活機能の維持、向上を目的に評価を行い、個々の身体機能に沿って訓練の提供を実施していくために LIFE を活用し、より効果的なりハビリ計画の立案・実施に努める。

また、個々の身体状況を理解し、日常生活が継続出来る様に生活リハビリなど個別のニーズに応じたリハビリを実施する。

2. 運営方針

(介護給付事業)

・要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

こととする。

- ・通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行うこととする。

(関係機関との連携)

- ・通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、その他保険医療サービス、または福祉サービスを提供する者及び行政機関との密接な連携を図りながら、総合的・効果的なサービス提供に努める。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名称 デイサービスセンター庵
(2)所在地 高知市介良 3058-5

4. 業務内容

- (1)区分 地域密着型（定員：15名）

(2)営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（祝日含む） 但し、12月31日～1月2日までは除く
営業時間 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間 午前9時15分から午後4時45分

(3)職員体制（令和6年4月1日配置予定：常勤加算人数）

管理者兼介護職員	1名
生活相談員兼介護職員	1.6名
介護職員	1.1名（臨時・パート）
看護職員兼機能訓練指導員	0.9名（パート）
調理員	1名

合 計	5.6名
-----	------

5. 通所介護サービスの内容

(共通サービス)

- ・排泄、食事等の介助
- ・居宅と事業所間の送迎サービス
- ・日常生活上の援助
- ・相談・援助等に関すること

(選択的サービス)

- ・入浴介助サービス
- ・機能訓練

6. 通常の事業実施地域

高知市

7. 利用料金

(1)通所介護費（地域密着型・7時間以上8時間未満）

（介護給付）

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算(1)	昼食 おやつ	合計 (日額)
要介護1	753円	22円	650円	1,425円
要介護2	890円			1,562円
要介護3	1,032円			1,704円
要介護4	1,172円			1,844円
要介護5	1,312円			1,982円

(2)加算(介護給付)

加算内容	利用者負担額(1割負担の場合)	
入浴介助加算Ⅰ	40円/日	
個別機能訓練加算Ⅰイ	56円/日	
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に5.9%を乗じた単位数	令和6年5月末迄
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に1.2%を乗じた単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の単位数に1.1%を乗じた単位数	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数に9.2%を乗じた単位数	令和6年6月より
科学的介護推進体制加算	40円/月	

※居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47円の減算とする。

8. 日課

	時間	通所介護
サービス提供時間 (7時間以上8時間未満)	8:30	朝礼 送迎 (お迎え)
	9:30	バイタルチェック (体温、血圧、脈拍、体重測定)
	10:00	ミーティング (送迎時等の共有) 入浴・水分補給 個別レクリエーション (創作・趣味活動) ・塗り絵、計算ドリル、間違い探し、脳トレ (数字盤) 機能訓練リハビリ
	11:30	リハビリ体操、かみかみ百歳体操
	12:30	昼食、口腔ケア、排泄介助 休憩タイム (お茶・休養) 連絡ノート写真貼り
	14:00	いきいき百歳体操、ラジオ体操、ボール体操、脳トレ体操
	15:00	おやつ・水分補給
	15:20	集団レクリエーション (おじゃみ積み、手ぬぐい掛け、脳トレなど)
	16:00	排泄介助
	16:45	送迎 (送り) 清掃 (消毒)、記録、翌日準備
	17:30	業務終了

9. 行事計画

令和5年	4月	外出レク (お花見)
	5月	こいのぼり運動会
	6月	外出レク (紫陽花見学)
	7月	七夕まつり
	8月	夏祭り (よさこい祭り)
	9月	敬老会
	10月	外出レク (スピリットアート、コスモス見学)、秋の運動会
	11月	外出レク (菊見学)
	12月	クリスマス&忘年会
令和6年	1月	新年会
	2月	節分
	3月	ひなまつり

※感染症の状況により延期又は中止する場合もあるが、行事内容を一部変更等対応し、季節感のある行事の開催に努める。

※月毎にカレンダー作成、作品作りと展示会をし、展示後自宅に持ち帰りする。

※気候が良い過ごしやすい時間に、日光浴および活動量向上の為、散歩を実施する。

10. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・防災避難訓練（4月：火災、10月：地震・浸水、自主防災訓練）
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止に関する研修、身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・介護技術に関する研修

(3)施設内研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止に関する研修
- ・身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修、認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・交通安全に関する研修
- ・介護技術研修（入浴介助研修含む）
- ・接遇に関する研修
- ・新人研修
- ・法令遵守に関する研修

令和6年度 ヘルパーステーションあおやぎ 事業計画

1. 目的及び計画

- ・令和6年2月1日現在の登録者数、介護給付27名、予防給付6名である。利用者傾向は、うつ病、高機能障害の方が増え対応が困難なケースや老々介護や認々介護が増えている。体調不良等で入院や施設入所が続き訪問件数に変動が見られる。生活状況を把握し在宅生活が継続出来るよう関連機関と連携を図りながら対応する。
- ・令和5年度4月1日から令和6年1月31日の10ヶ月間の利用者数は、1ヶ月平均37.3名で推移している。令和6年度においては、1ヶ月平均40名を目標に居宅介護支援事業所への営業訪問を継続する。
- ・職員体制については、以前高いニーズはあるが当事業所もヘルパー不足や高齢化の現状であり、早急な職員増員は急務であるため、資質のあるヘルパー雇用の為に、ハローワークやホームページ、紹介等多角的な求人活動を行う。
- ・第9期介護改定の件にて、訪問介護の報酬は大幅な引き下げになっている。利用料金と加算の合計金額を令和5年12月と令和6年4月とで計算した場合429単位の減となるが、支援は報酬が変わらず加算が増額の為に173単位の増となり、実質は256単位の減となる。ヘルパーの人員を増やし利用者の増加に繋げる。また、少しでも単価の高い身体の受け入れができるように身体介護技術力を高める。

(介護給付事業)

要介護状態にある利用者に対して、適切な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

(予防給付事業)

要支援状態にある利用者に対して、機能の維持及び向上を図り、「目標指向型」の適切な指定介護予防訪問介護を提供する事を目的とする。

2. 運営方針

(介護給付事業)

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

(予防給付事業)

介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行う事により、生活機能の維持又は向上を図り要介護状態となることを予防する。

3. 事業所の名称及び所在地

(1)名称 ホームヘルパーステーションあおやぎ

(2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 業務内容

受付対応日及び時間	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分 ※但し、12月31日から1月2日までは除く。
訪問日及び訪問時間	月曜日から日曜日 午前8時から午後7時 ※但し、12月31日から1月2日は休業

5. 職員体制

管理者兼サービス提供責任者兼訪問介護員	1名（常勤）
サービス提供責任者兼訪問介護員	1名（臨時）
登録ヘルパー	3名
計	5名

6. 提供するサービス内容

(1)身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、更衣介助、整容介助、身体の清拭、入浴介助
食事介助、体位変換、通院介助、服薬管理等

(2)生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の入替え等

7. 通常の事業の実施地域

高知市、南国市

8. 利用料金（介護報酬額の1割の場合）

（訪問介護費）

(1)身体介護

所要時間 20分未満	163円/回
所要時間 20分以上 30分未満	244円/回
所要時間 30分以上 1時間未満	387円/回
所要時間 1時間以上 1時間30分未満	567円/回
1時間30分以上 30分増すごと	82円/回

※ヘルパー2名の場合は上記の金額の2倍

(2)生活援助

所要時間 20分以上 45分未満	179円/回
所要時間 45分以上	220円/回

※ヘルパー2名の場合は上記の金額の2倍

(3)身体介護に引き続き生活援助を行う場合

生活援助所要時間 20 分以上 45 分未満	65 円/回
生活援助所要時間 45 分以上 70 分未満	130 円/回
生活援助所要時間 70 分以上	195 円/回

※ヘルパー2 名の場合は上記の金額の 2 倍

※早朝・夜間及び深夜の場合

早朝：午前 6 時～午前 8 時、夜間：午後 6 時～午後 10 時の場合は、上記金額に 25%加算

深夜：午後 10 時～午前 6 時の場合は、上記金額に 50%加算

(介護予防訪問介護費)

週 1 回程度の利用が必要な場合（要支援 1・要支援 2）	1,176 円/月
週 2 回程度の利用が必要な場合（要支援 1・要支援 2）	2,349 円/月
週 2 回を超える利用が必要な場合（要支援 2）	3,727 円/月

(加 算)

(1)初回加算：200 円/月

(2)介護職員処遇改善加算 I：所定単位に 13.7%加算

(3)特定処遇改善加算 I：所定単位に 6.3%加算

(4)介護職員等ベースアップ等支援加算：所定単位に 2.4%加算

※令和 6 年 6 月までは(2)(3)(4)合計 22.4%が 7 月より一本化により 24.5%に変更

※(2)(3)(4)は、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問事業所が利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に所定単位にそれぞれの%を加算する。

9. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・防災避難訓練
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・介護技術に関する研修

(3)施設内研修

- ・ 事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・ 高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・ 認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・ プライバシー保護の研修
- ・ 交通安全に関する研修
- ・ 介護技術研修（身体介護技術の強化を図る）
- ・ 接遇に関する研修
- ・ 新人研修

10. 災害時対応について

(1)南海トラフ

- ・ 高知市北本町から一宮、長浜までの広範囲に訪問しており、各地域の被害状況をハザードマップで確認を行い、避難先を確認する。
- ・ 訪問時は速やかに避難誘導を行い、移動時は速やかに避難する。
- ・ 安否確認等、可能な限り訪問を行えるようにヘルパー自身も命を守る。
- ・ 利用者の避難リストを作成する。
- ・ 訪問時には防災の助言や避難意識を高める為の助言を行い、災害時には地域貢献に努める。

(2)天候等

- ・ 台風や積雪時は事前に振替や当日の時間変更等の調整により、利用者の生活が困らないように訪問を行う。

(3)感染予防

- ・ 新型コロナやインフルエンザの発症等により、デイやショートの利用ができなくなった場合等も生活が困らないように、訪問を行う。
- ・ その際、ヘルパー自身も感染予防対策を行い体調確認や訪問時の様子等について報告を行い、家族や担当ケアマネジャー、医療機関との連携を図る。

令和6年度 居宅介護支援事業所さわらび 事業計画書

1. 目的及び計画

- ・令和6年度介護報酬改定により、算定基準や単位数の変更が行われる。
- ・令和5年度4月から12月の10か月の実績の月平均は、介護/月平均125.6件・予防/月平均29.7件である。

令和6年度の主な介護報酬改定の単位で換算すると、

【居宅介護支援費】 月 13,581円 【介護予防委託費】 月 1,188円 【特定事業所加算Ⅱ】 月 17,584円

【合計】 月 32,353円 / 年間 388,236円

上記の収益増加が見込まれるが、令和3年度からの人件費や光熱費、ガソリン代等の増加となっているため、介護報酬改定での実質収入増は見込めない。

- ・令和5年4月1日から令和6年1月31日の10か月の居宅サービス計画作成件数は、125.6件/月（1か月平均）・1256件/10か月、介護予防サービス計画作成数は、29.7件/月（1ヶ月平均）・297件/10か月で推移している。

令和6年度においては、居宅サービス計画作成件数を128件/月・1536件/年、介護予防サービス計画作成件数を28件/月・336件/年を目標とする。

- ・介護保険法及び関連法令に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とする。
- ・職員一人ひとりの資質の向上の為、訪問や事業所間との連携、地域ケア会議の参加等で、地域課題を抽出し、各課題に応じた研修等に参加し自己研鑽を図るとともに、学んだことを相談支援に活かし、事業所内及び法人への伝達講習を行い、法人全体の知識の向上を行なう。
- ・担当ケアマネジャーが一人で困難事例を抱え込まないように、定期的に事例検討会を行ない、支援の方法や関わり方を共に検討する。
- ・4名のケアマネジャーで男女2名ずつ勤務しており、利用者の特性に合った担当者で対応することで、相談しやすい体制を作る。
- ・利用者が望む生活を継続できるように、ニーズを抽出し、統合的マネジメントを実践する。法人内外の多職種や地域住民等と連携することによって、効果的な社会資源の活用ができるように、ネットワークの構築を目指す。
- ・社会情勢や地域の実情を反映した制度変化に対応すべく地域ケア会議への参加、行政機関及び法人内においても情報共有を密にしていく。
- ・困難事例等への支援が可能となるよう、居宅介護支援事業所内や地域関係機関等と情報交換や相談連携を行う体制を構築する為に、週一回の事業所内の会議開催と年6回開催されている東部ブロック主任ケアマネ会【グループスーパービジョン（気づきの事例検討会）】に参加する。
- ・各種加算についても利用者の生活支援に寄与するものとして積極的に対応する。
特定事業所集中減算の適応にならないよう、月単位で事業所の紹介率の把握を行なう。
- ・民生委員、見守りネットワーク、ふれあいセンターなど地域の資源活用を行う。又、地域活動に参加し周辺住民との連携・貢献に努める。
- ・南海トラフ地震等の災害に備え、年3回併設する法人の災害に対する訓練と連携し実施する。地域の方々

にも施設の防災対策を知ってもらうとともに、法人職員として防災意識の向上に努める。

- ・ハザードマップの確認や利用者の避難場所の確認を行う。避難行動要支援者対策の取組みにも参加し、地域包括支援センターや民間協議会等の機関とも連携を図る。
- ・担当利用者・家族のみならず、法人の利用者、職員・職員家族、地域住民に対して、災害時の対策・対応が行えるよう、防災士の資格を取得する。
- ・感染症の対策として、訪問時の感染症対策や利用者や家族等及び担当地域の発生状況を共有する。発症増加時には、訪問時間の短縮、予防対策をとる等の方法も含めて取り組む。感染者との接触が予測される場合に備えて、感染を予防するための備品を保管する。
- ・3ヶ月に1回を目途に、感染症に対する会議を持ち、意識の統一を図る。法人の感染症に対する勉強会に参加し、吐物の処理及びガウンテクニックの手順を習得する。
職員が感染・濃厚接触者等で、自宅待機を余儀なくされた状況時も、利用者の支援が遅滞なく継続的に行えるように、電話での相談支援、サービス調整等を在宅ワークで実施する。
- ・苦情解決に対して、苦情解決担当（管理者）を置き、利用者及び家族の相談・苦情窓口となり相談・苦情等があった際は迅速に対応し早期解決に努める。

2. 運営方針

- (1)居宅介護支援事業所は、その利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して支援を行う。
- (2)居宅介護支援の事業者は、利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう支援を行うとともに、適切に保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に十分に配慮しながら総合的かつ効率的に居宅介護の提供を行う。
- (3)居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格の尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏らないように公平、中立に行う。
- (4)居宅介護支援事業所は、市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名 称 居宅介護支援事業所さわらび
- (2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 営業時間、営業時間及び職員体制

- (1)営業日及び営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
※但し、12月29日から1月3日は除く

(2)職員体制

管理者兼主任介護支援専門員	1名（常勤）
介護支援専門員	3名（常勤）

5. 居宅介護支援事業所の内容

(1)居宅介護支援事業所の概要

自立した日常生活を営むことができるよう支援する為に、心身の状態、在宅介護状況、居住環境、現在利

用しているサービス等を課題分析し、解決すべき課題を把握する事で、在宅生活における問題点を明らかにしていく。

(2)居宅サービス計画の手順

- ・原則、自宅訪問を行い、利用者や家族から利用者状況等の情報の収集を行う。
- ・利用者の同意のもと、主治医から意見の提供を受ける。
- ・介護支援専門員を中心にしたサービス担当者会議の開催及び検討を行う。
- ・サービス計画書の内容、利用料、保険の適用等の説明と同意を行う。

(その他の提供サービス)

- ・要介護認定の申請、更新、変更の代行
- ・福祉用具の購入、住宅改修申請の代行
- ・給付管理票の作成、提出等

6. 通常の事業の実施地域

高知市、南国市

7. 利用金その他の費用

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付となり自己負担は発生しない。ただし、保険料の滞納等により、保険料給付金が直接事業者を支払われない場合につき、下記の金額を頂き、当法人からサービス提供証明書を発行する。後日、保険者である市町村にサービス提供証明書を提出すると全額払い戻しが受けられる。

(2)居宅介護支援費（1ヶ月あたり）

居宅介護支援事業所における利用者の数に当該居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が当該指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員の担当数で見次の場合

居宅介護支援費（I）i 取扱件数が44未満の場合	
要介護1～2	10,860円/月
要介護3～5	14,110円/月

(3)介護予防委託費（1ヶ月あたり）

要支援1・要支援2	4,420円/月	地域包括支援センターからの委託
-----------	----------	-----------------

8. 加算

(1)介護給付加算

初回加算	3,000円/月	新規に居宅サービス計画作成
特定事業所加算II	4,210円/月	算定条件の12項目に該当
入院時情報連携加算I	2,500円/回	入院当日に病院に情報提供

入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円/回	入院した日の翌日・翌々日の間 病院に情報提供
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500 円/回	病院・介護施設からカンファレンス 以外の方法で情報提供を受けている
通院時情報連携加算	500 円/回	医師・歯科医師の受診に同行し、 利用者状況を提供

(2)介護予防給付加算

初回加算	3,000 円/月	新規に居宅サービスを計画作成
委託連携加算	3,000 円/回	地域包括支援センターからの依頼

9. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・ 防災避難訓練（6月・11月・2月）
- ・ 事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・ 高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・ ケアマネジメントに関する研修
- ・ 事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・ 虐待防止に関する研修
- ・ 認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・ プライバシー保護の研修
- ・ 苦情に関する研修
- ・ 介護技術に関する研修
- ・ ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の研修

(3)施設内研修

- ・ 事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・ 高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・ 認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・ プライバシー保護の研修
- ・ 交通安全に関する研修
- ・ 接遇に関する研修
- ・ 新人研修

令和6年度 地域連携室さわらび 事業計画書

1. 目的及び計画

- ・地域貢献及び公益的取組みの一環として、地域連携室さわらびを設置する。
- ・介護保険法及び関連法令に基づき、利用者がその有する能力に応じた在宅生活が送れるようコンプライアンス（法令遵守）を徹底し、介護老人福祉施設早蕨や行政機関、医療・保健サービス、福祉サービス等と連携し、適切な相談・助言を提供することを目的とする。
- ・積極的に地域の老人クラブや町内会・民生児童委員会等へ参加し、法人と地域の情報共有の橋渡しの役割を果たす。
- ・困難事例等への支援は、法人内事業所や行政機関、地域関係機関等と情報交換や相談連携を行う体制を構築する。
- ・民生委員、見守りネットワーク、ふれあいセンターなど地域の既存の社会資源以外のインフォーマル資源の開発のためにも地域に出向き、地域連携室の広報活動に努める。

2. 運営方針

- ・法人の専門性・設備・機能を生かしながら、地域の中でさわらびがあって良かったと多くの皆様に思ってもらえるよう役割を果たす。
- ・地域の“困ったな”をそのままにしない。
- ・利用者や家族、住民の何気ない一言やつぶやきにアンテナを張って聞き逃さない。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名称 地域連携室さわらび
(2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 営業時間、営業時間及び職員体制

- (1)営業日及び営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
※但し、12月29日から1月3日は除く

(2)職員体制

室長 1名（常勤）

5. 地域連携室の内容

- ・高須老人クラブ ミニデイの参加・支援
- ・地域で開催される会合や行事への参加
- ・ほおっちょけん窓口設置（高知市・高知市社協と連携）
- ・防災士としての学びを生かした防災活動に地域と共に取組める関係づくりと連携強化
- ・高齢者施設の特性を通じ、SDGsの目標にある誰一人取り残されない安心して住み続けられる地域を築くためのアプローチ
- ・施設利用者や地域の高齢者等が社会とつながりをもてる場面を支援
- ・五台山夏祭り実行委員会への参画

- ・地域の田役参加
- ・地域社会の発展に役立つ活動 など

6. 通常の事業の実施地域

地域に暮らす、すべての高齢者及び地域住民

7. 利用料金その他の費用

無料

8. 研修・訓練計画 ※介護老人福祉施設早蕨の研修へ参加

- ・防災避難訓練（6月・11月・2月）
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・交通安全に関する研修 など

9. その他

ホームページやデイだよりを活用した地域への公益的な活動等の情報発信